

静岡市長選挙「選挙違反」事件



齋藤まさしさんが一審で有罪とされた事件は、選挙の告示前にアルバイトを使い「○○○○(候補予定者名)です。よろしくお願いします。」と呼びかけながらチラシを街頭頒布したことが事前運動であり、この頒布を業者に依頼するという利益誘導を行うことを選対会議で共謀したとの認定で、実行行為者ではなかった齋藤さんらに対して公職選挙法違反(利害誘導罪)の罪を問うものでした。チラシの頒布が事前運動にあたらなければ選挙運動の利益誘導にはならないため、「よろしくお願いします。」の呼びかけ文言が投票依頼になるかどうか、その呼びかけ文言を使うことが会議で共謀されたかが大きな争点となりました。検察は共謀を主張しましたが、検察側証人として出廷したチラシ配布業者が呼びかけ文言は自分(業者)が齋藤さんではない直接の依頼者に提案したことを証言し、検察側証人として出廷した複数の会議出席者も呼びかけ文言の共謀を否定しました。

それでも齋藤さんを「首謀者」として有罪とするために編み出されたのが、日本の裁判史上かつて見たこともない「未必の故意による黙示的共謀」だったのです。

波乱の第一回控訴審公判!!

控訴審で呼びかけ文言の共謀という主張が崩れることを懸念した検察は、弁護団の控訴趣意書に対する答弁書(これが出されることさえ稀)の中で、「呼びかけ文言の内容いかにかわからず、『有償で頒布される政党・政治団体機関誌紙を含む新聞・雑誌とその号外』以外の選挙報道・評論を掲載した文書の頒布は、選挙期間外でも違法」という明らかに憲法と公選法に違反するトンデモナイ主張をしてきました。昨年12月8日東京高裁で開かれた控訴審第一回公判に、弁護団は、この主張を含む検察の答弁書に対する全面的な批判の意見書を準備して臨みました。ところが驚いたことに、検察は冒頭いきなり、答弁書の第一の主張であったこの部分を全面的に取り下げると言ったのです。前代未聞の展開に、被告・弁護団はもちろん三人の裁判官も唖然。傍聴席を埋めた人たちは狐につままれたような表情でした。さらにこのあと、裁判長から検察に対し「利益誘導行為」の主張に関して数点に渡って釈明要求があり、文書での提出が求められました。こうして第一回公判は大波乱の幕開けとなり、検察の主張一部取下げで、改めて、街頭呼びかけ文言の共謀に関する「未必の故意による黙示的共謀」に焦点があたって第二回公判を迎えます。



◆ 注目の第二回公判 皆さん是非ご参加下さい!

日時：3月23日(木) AM 10:30～ 場所：東京高等裁判所 429 法廷
同日 AM 9:30～ 東京高等裁判所 正門前で集会 ◆ 公判終了後 報告会

※正門前集会の様子はツイキャスされます! <http://twitcasting.tv/jg1evh> または twitcasting.tv/chukei0731



不当な選挙干渉とたたかう裁判を支援する会
no-unjust-interference.jimdo.com

